

加茂ショッピングパークメリア3階の管理に関する条例（令和5年6月27日条例第19号）

最終改正:令和8年3月18日条例第11号

改正内容:令和8年3月18日条例第11号

○加茂ショッピングパークメリア3階の管理に関する条例

令和5年6月27日条例第19号

改正

令和5年9月28日条例第28号

令和8年3月18日条例第11号

加茂ショッピングパークメリア3階の管理に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、加茂ショッピングパークメリアにおいて、加茂市が所有する3階（以下「メリア3階」という。）の管理に関し必要な事項を定めることにより、まちなかにおける安全で快適な安らぎの場を市民及び来訪者に提供するとともに、地域の振興及び交流人口の拡大を図ることを目的とする。

（名称及び位置）

第2条 メリア3階の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
加茂ショッピングパークメリア3階	加茂市駅前2番1号

（事業）

第2条の2 メリア3階は、次に掲げる事業を行う。

- （1）地域活性化に資すること。
 - （2）その他第1条の目的を達成するために必要な事業
- （指定管理者による管理）

第3条 市長は、メリア3階の管理上必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）にメリア3階の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にメリア3階の管理を行わせる場合にあっては、第6条、第8条、第9条第4項、第9条第5項及び第10条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第4条 前条の規定により指定管理者にメリア3階の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- （1）施設及び設備の管理に関する業務
 - （2）施設及び設備の利用に関する業務
 - （3）第1条の目的を達成するための事業に関する業務
 - （4）利用者の利便性を向上させるために必要な業務
 - （5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
- （指定管理者の指定）

第5条 指定管理者の指定は、加茂市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（令和2年条例第34号）により行う。

（施設）

第6条 メリア3階の施設は、次のとおりとする。

- （1）フリースペース（一般無料開放スペース）
 - （2）イベントスペース（市長の許可を得て利用するスペース）
- （開館時間及び休館日）

第7条 メリア3階の開館時間及び休館日は、市長が別に定める。ただし、指定管理者に施設の管理を行わせる場合において、指定管理者が必要と認め市長の承認を得たときは臨時に開館時間及び休館日を変更することができる。

（利用の許可）

第8条 第6条第2号に掲げる施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を得なければならない。許可を得た事項を変更しようとするときも同様とする。

- 2 市長は、前項の許可にあたり、施設の管理上必要な条件を付すことができる。
 - 3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可を与えないことができる。
 - （1）公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - （2）施設及び設備等を損傷又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - （3）前2号に掲げる場合のほか、メリア3階の管理上支障があると認められるとき。
- （利用料）

第9条 メリア3階各施設を利用する者は、その利用に係る料金（以下「利用料」という。）を市長に納めなければならない。

- 2 市長は、利用料を指定管理者の収入として収受させることができる。
- 3 利用料は、別表に掲げる額の範囲内において、市長が定める。ただし、指定管理者に管理を行わせる場合は、利用料は、指定管理者が市長の承認を得て定める。
- 4 利用料は、前納とする。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、後納させることができる。
- 5 市長が既に収受した利用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責任によらない理由により、利用することができなくなったとき。
 - (2) 利用者が、利用の取消しを申し出た場合において、市長が正当な理由があると認めたとき。
- (行為の制限)

第10条 メリア3階を利用する者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 原状を変更し、又は施設及び設備等を損傷し、若しくは滅失すること。
- (2) 他の利用者に危害又は迷惑を及ぼすこと。
- (3) 許可なく物品等を販売し、又は広告宣伝をすること。
- (4) その他、市長が管理上支障があると認めること。

2 市長は、利用者が前項各号に規定する行為の制限に違反したときは退館を命ずることができる。

(損害の賠償)

第11条 利用者が、メリア3階の施設及び設備等を損傷又は滅失させたときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、損害額の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この条例は、令和6年1月2日から施行する。

附 則(令和5年9月28日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和8年3月18日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第9条関係）

施設の名称	利用料
フリースペース	無料
イベントスペース	1時間 1,000円

備考

- 1 市又は市の執行機関が利用する場合は、利用料を無料とする。
 - 2 利用時間が1時間に満たない場合であっても1時間とみなす。
-